

特35

873

014348-000-2

特35-873

大元奇靈天則大意

靜谷 有意/著

M35

ABB-0699



大元奇靈天則大意

大元奇靈教會基礎

大日本國教編組附

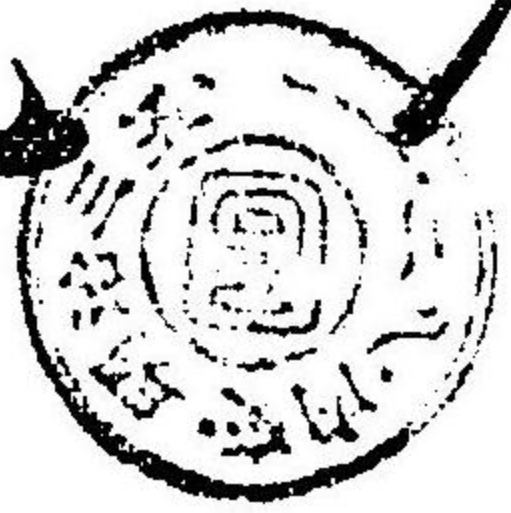
靜谷 有意 著作

全壹册



大正奇靈天則者  
國教樞鈕也

從一位源建通八十八翁書



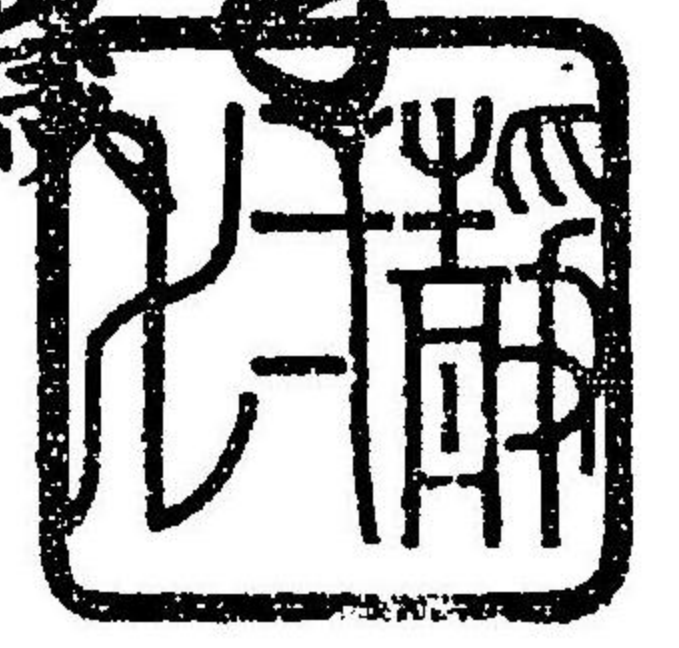


音無量之靈  
靈無量之奇

明治三十五年壬寅七月

権少教正 静谷ゆづ子

七十五歳





大元奇靈天則大意目次

奇靈造化天	第一章
政 化 天	第二章
奇靈教化天	第三章
大日本國教樞紐	第四章
天命教門	第五章
奇靈三條之真教	第六章

目次畢

大元奇靈天地混元の真中に鎮座して  
 天地を造化す奇則を定め玉ふ。是大  
 元靈の真奇萌騰して。一天より三天位  
 五天位。七天位。九天位と生究り精氣生  
 々充滿し。廣大無極にして紛れず。真圓  
 として奇靈九天の真中に鎮座して。天  
 位を定め玉ひて。奇靈大天主神と成ら  
 せ玉ふ。是則ち天之御中主神の御真靈



なり。其是無有形の中の中の奇活物なりして無形なり故  
 に都て眞の中の主は惟一の靈體より  
 外に主いなし。奇は靈明の大根本の機  
 事理物の元初の活用。快々として名狀  
 すべからず。次は地二位の始。水土の  
 原質靈妙よして。廣淵奧蘊の陰靈と化  
 生玉ふ。陰成が故自から化開すること  
 能はず。一天の大奇活至明の功用を稟

大元奇靈天地混元の眞中に鎮座して  
 天則を定め玉ふ。其天則天地混元に含  
 備す。其天則の第一天位と。地十位の則  
 效れず。其天則の第一天は。大元靈の眞  
 奇にして。日月火水木金土と含有し。混  
 元中に充滿す。則ち活物の太氣なり地  
 十位の則は混元の外球よ象る。其一天  
 位と。地十位との中間に二位。三位。四位



五位。六位。七位。八位。九位。の天則の定位  
範圍す。然れども顯れず。故に混元と言

奇靈天地を造化成す則と分定む圖



天と成り地と成る  
伊弉諾伊弉冊と成る  
親と成り子と成る  
君と成り民と成る  
ことこの元初なり

大元奇靈天地混元の真中に鎮座して  
天地を造化成す奇則を定め玉ふ。是大  
元靈の真奇萌騰して。一天より三天位  
五天位。七天位。九天位と生究り精氣生  
々充滿。廣大無極にして紛れず。真圓  
として奇靈九天の真中に鎮座して。天  
位を定め玉ひて。奇靈大天主神と成ら  
せ玉ふ。是則ち天之御中主神の御真靈



なり。其無有形の中の奇活靈物にして無形なり故  
 に都て眞の中の主は惟一の靈體より  
 外に主いなし。奇は靈明の大根本の機  
 事理物の元初の活用。快々として名狀  
 すべからず。次よ地二位の始ハ。水土の  
 原質靈妙よして。廣淵奧蘊の陰靈と化  
 生玉ふ。陰成が故自から化開すること  
 能はず。一天の大奇活至明の功用を稟

相交感して。精氣細微の中に密藏し。天  
 則に隨ひ彌綸して。地二位より地四位  
 地六位。地八位と。至順に化生開て。基元  
 萬有の母の厚德備りて。地十位に極り  
 地球體と成り玉ふ。茲に奇靈昇降して  
 森羅萬象を造化成し玉ふ左の圖の如  
 く



年々四時轉無端靈機萬物造化生成の圖



奇靈天則

天都奇則

夫天都奇則の一天は大元靈の眞奇萬  
物の活魂の精氣の子となる。地二位は  
陰靈形體の大始水土の一塊なるが故  
に。大元靈の一天の奇活を稟相交感し  
て精氣微細の中に密藏し。森羅萬象則  
ち化生胎生。濕生。卵生。鱗。毛。羽。介。裸。を造  
化成。給ふ。三天位は奇明にして萬物  
萌動す。地四位は靈妙にして萬物生々



す。五天位は奇明無量にして萬物の幹  
枝太長す。地六位は靈至妙の功用にて  
萬物の眞登頭に花咲。七天位は奇明靈  
寶にして萬物の靈實のる。地八位は靈  
徳にして萬物の靈豊熟す。九天位は奇  
明の功用萬物の天靈に留りて堅實と  
成りて大元に復りて。又一天位の眞奇  
の子となる。地十位は靈妙極まりて萬

物虚體と成りて水土の元始に復りて  
又初始の如く森羅萬象を造化生育し  
て。四時流行一周終始紛れず年々運轉  
無端瞬息も息ます。斯の如く天地萬物  
は悉皆奇靈大天主神の造化生育成し  
賜ふ。故に大天主なること明白なり  
是故に天地萬物の原理は天則にある  
天則の眞理は。大元奇靈にある。是則ち



天下億兆人の身魂を賦與し賜ふ大元の  
大真親あり。謹て心眼を開て真親の  
靈徳廣大無量成るを尊み敬ひ拜すべ  
し信すへし

大元の奇き靈の御爲業は  
天地人の道と成りける

靜谷有意の歌

政化天第二章

夫。人体の大根元は古事記に伊邪那岐  
尊伊邪那美尊二柱天神命の隨順。神々  
人々を産育し。繼々天の益人と成し賜  
ふ。此大主宰貴子。天照皇大神と生玉ふ  
太神。伊邪那岐命の事依の隨順。高天原  
所知賜也。而して我皇御孫之命波豊葦  
原の水穗國に降賜て。安國止平介久所



食賜也。爾祭政一致は。天孫降臨の初に  
 神議て。神武天皇の御靈時に定り。於是  
 天下泰平に。帝國人民を仁政治愛し賜  
 ふ。是大日本帝國は。神世より。天祐を保  
 有する。萬世一系の天皇之を統治し賜  
 ふ。爾よ明治元年三月十四日。今上皇帝  
 列公諸侯百官有司を率て。清涼南殿に  
 於て親ら天神地祇を祭らせられ五條

の誓文を立玉ふ。其第五條の文なり  
 第一 廣く會議を興し萬機公論に決す  
 べし  
 第二 上下心を一にし。盛に經綸を行ふ  
 第三 官武一途庶民に至る迄各其志を  
 遂げ。人心をして倦まざらしめん  
 ことを要す



第四 舊來の陋習を破り。天地の公道に

基づくべし

第五 知識を世界に求め。大に皇基を振

起すべし

如斯御誓文を立玉ひて。凡法律經濟器

械物産等。世界一變の機に應ずる者は

廣く採りて。知識を廣め。以て天照皇大

神の神勅なる。寶祚無窮の基礎を益廣

大に振起し。五大洲中に。皇威を耀すべ

し。の聖旨なり。天下億兆人民謹て皇上

を奉戴し。御誓文を遵守せしむべし。

君となり。民なる船の艦權かな

皆那岐那美の御爲業よして

靜谷有意の母

ゆう子の歌



奇靈教化天第三章

大元神の純粹の御分靈岐美二柱神よ  
 り。繼々今天下億兆の人々の身軀を胎  
 生し。御分靈は。身軀の天之真中主神と  
 成賜ひて。大元神天地萬物を自由自在  
 に。造化生育成し賜ふ。如く身軀を活潑  
 自由自在に六根の妙用を成さしめ  
眼耳鼻口 五臟安寧ならしむ  
肝木脾土腎水 五臟は肺金心火

是則ち奇靈大天主神の至妙轉化の  
 功用なり。故に人は萬物の靈長と謂斯  
 の如く奇靈の神徳。奇明靈寶天地遍滿  
 成賜ふ。古一へも。今も奇靈の大神則易  
 ることなり。諸神諸佛等も皆轉化の御  
 分靈にして天則を奉守し宇宙に遍滿  
 し。其各本分の功用を成賜ひて息賜は  
 ず。然れども地上半明半暗の中に生れ



る人々なれば。人身四支百体ある。氣質  
 の穢人欲の汚なきこと能はず。氣質に  
 昏明。強弱あり。又善惡の二つあり。是即  
 ち。過犯す元なり。是故に天都奇則の靈  
 神則を定め。玉ふ。是則ち。奇靈天則にし  
 て。人々の天靈に命じ。天靈より中心に  
 神通して善惡吉凶を知らしめ給ふ。是  
 故に自分に惡事を成せば。人々は知ら

ずとも自分の心魂は。其惡事を直に知  
 るは。天命の知る所なり。故に惡事を爲  
 せば己の罪咎となる。善を爲せば。幸福  
 となる。是故に惡事醜行は。戒め去り。善  
 事懿行は力勵爲せと。天より直に教へ  
 賜ふ。斯る無上奇靈大天主の神教神な  
 がら地球上の人々に傳るを知らず一  
 て。猥りに多岐に迷て天則を履外し邪



道に走り己が神魂の明德を失ふて螢  
 火の光りに迷を爲日邪欲に梟奸薄情  
 に忿怒大酒に優情邪淫に媚嫉鄙吝に  
 根戾斯の發する妄心は終に患難災危  
 を招き日夜腦心と搾り心鏡暗み隠れ  
 道德地を掃ひ優勝劣敗甚しく弱肉強  
 食の競争陰殺の惡氣のみ是暗昏にし  
 て天命を知らざる者の致す處あり是

則ち罪咎と成夫罪は惡事を積包む咎  
 は惡事を包みて罪積は天より咎めら  
 るゝ其咎めは尖たる物を以て身心を  
 刺が如く死苦の憂あり是爾の妄心よ  
 り出て爾の明德を破り身魂と虧損し  
 て汚界に墮落し苦楚を受是善惡邪正  
 に因て吉凶禍福其儘に移り變る事影  
 の形に隨ふが如し恐るべし慎むべし



大日本國教樞紐第四章

夫今也天地開け渡る御世に奇靈天則  
 に則らずんば何に因てか。天地の公道  
 と履ことを得んや。天地の公道を履行  
 はすんば。事理物の實躰其人々に備ら  
 ず。備らざる時は。人事百般言語文物皆  
 虚偽となる。故に行ひ。毎々に違ふ。豈思  
 ひ知らざるべけんや。大日本國として

此大元の神教を普く宣布爲すんば。船  
 に。船頭無きが如く。終に雑々の教へに  
 迷ひ。國體の眞理を失ふて衰敗となる  
 此時に於て。人民の身心。其方針を失な  
 ふに至る。今や各國雜居中。大教法の必  
 要の時也。故に大元奇靈天則天地混元  
 より。幽機にして。神ながら。大日本國を  
 大元初として。萬國一圓に傳る。是故に



奇靈大天主神教。自から。大日本國教の  
 樞鈕と成る。是則ち天之御中主神の御  
 神靈の眞則の教なり。天下億兆の人々  
 心眼を開て謹て。大眞則を履行ふべし  
 其大眞則たるや。古へも今も。萬々年後  
 世天地有ん限り。易ることなし。故に大  
 元神より賜りたる。無上至尊奇魂の神  
 則を以て。墮地已來の外道の妄心の大

魔を艾除し。而して和魂の好氣質に爲  
 せば。幸魂の大徳を得て。茲に仁珠智鏡  
 勇劔自然備りて。自他を守る。君に事奉  
 れば。忠父母に事れば。孝。妻子の慈順兄  
 弟朋友の交誼百行萬善具て。盛に經綸  
 を行ひ。大日本帝國の基礎を益々廣大  
 に振起し。往々家毎に富有に。人々に不  
 足なく。萬物の靈長たる。人の本分を盡



して。靈魂の本体を存し。靈妙の功用を  
 全して。身心安裕に。國家平かに。自他と  
 もに怡樂喜悅して。顯世を送るべし。信  
 ト行ふべし

古へも今も易らぬ大奇則 有意の歌

履なたがへそ世々の諸人

神佛人の身魂も大元の 有歌の意

奇き靈の懐の中

天命教門第五章

夫人は。富貴にして。無病長壽を第一の  
 安心とす。然れども天下億兆人の。疾病  
 憂患諸の禍災に罹りて。夭折。或は廢人  
 となり。又と得難き一命を保存するこ  
 と能はず。是天命を知らずして。天則を  
 履外し。過犯しけむ罪穢より來者少か  
 らず。故に舊來の陋習を破り。己が心眼



と開て。天命と奉戴し。天則と履。天祐を  
願ふべし。夫人々の命は天命なり。故に  
富貴貧賤博學高才英雄豪傑と雖も。我  
命を加減乗除すること能はず。是則ち  
奇靈大天主の神權なり。故に奇靈の天  
命に隨ひ。天則を履行ふて。無病長壽を  
爲べし。夫無病長壽の元因は四季の定  
規を履行ふべし。四季は天地の定規に

して。天都奇則の靈神則なり。是則ち。奇  
靈天則にして。事理物の眞理となる。此  
天地の定規を履行ひ。奇靈より賜り  
和魂の大徳を以て。生靈を助け陰徳を  
施すより。身心堅固と成る。而して。長壽  
は靈神則に隨ふて。自分の心に偽り無  
きやうに明德を守。朝夕天拜して。墮地  
已來。罪穢。妄念。雜慮。身心を剝害する。暗



昏陰殺の故氣を一呼し。奇明靈寶無量  
 の大元眞素萬物造化生成滋養する精  
 氣を吸し之を氣海丹田に納め。一呼一  
 吸を天息と爲す。傳口二拾五息を天度と  
 爲す。毎早朝天拜の時之行なふて。息  
 ざる時は精神益々加はり。心魂は日々  
 に健達して。天意に叶ふて。天命延長成  
 さしめ賜ふ。謹み敬ひ信ト行なふて。無

病長壽をなして。富貴に成るべし。富貴  
 は。自他の好む所其道を行ふて充分に  
 得べし。其道たるや。大元の神より賜は  
 りたる。無限無量の奇魂の善知識を以  
 て。能事理物を修固成ば幸魂克福徳を  
 授け賜ふて。衣食住全備し。身心自から  
 清く健に。神魂自から貴して。神魂の体  
 用を全ふし。大安心に顯世を送り。而し



て後歸天都の期に至れば。神魂は天都  
 に上り。大元神に顯世の所行を復命し  
 永遠に大元神の知食光明玲瓏の宮居  
 に住長へに喜悅の事のみ華麗にして  
 無上妙樂限りなし。是より外に顯幽一  
 貫の大安心はなかるべし。故に奇靈大  
 天主神の大神則を宣布實施す。其靈德  
 を全世界の人々心に得意に修むべし

心は姿にとまるとは神魂にとま  
 る故に神魂は奇靈の如く心意は日月  
 の如く斯爲ば國家泰平に成て中富人  
 壽百歳神魂萬々歳の境域に至る。天下  
 億兆の人々。大元神の神孫なれば。謹み  
 敬ひ信すべし守り。行ふべし

真心の満てはなちし言の葉は  
 靜谷有意の歌

魔神にたつ矢にそ有ける



罪咎も病も晴て明鴉す

静谷有意の母  
ゆう子大病の  
時神徳にて平  
愈す其時の歌

起る心を嬉しかるらん

量りなき年の齡を又量り

有前延命の歌

詩數々の豆を日出多喜

夢さめて今日を嬉しき神垣の

ゆう子  
身曾岐の時の  
歌

内よや世々の住居成らん

有無生死四つの衢を越ぬれば

有意禊の時歌

是を誠の天の雅宮

奇靈三條の真教第六章

第一 奇靈大天主神を敬拜し天則と

履。道德と行ふべし

第二 天命に隨て。國家事物と修理固

成べし

第三 天の祐は和順なり。地の助は親

愛なり。人は和して順と履。相親

み。相愛すべし



右の眞教誠心に得誠意に修め身に行  
ひ守るべし

皆人の心の中は眞澄鏡

多知居に寫せ已が爲業を

大元奇靈教會基礎靜谷有意述

大元奇靈天則大意畢

教書檢定願出ノ件承認ス

但發刊ノ上ハ成規ノ通、内務省へ出版  
届差出シ且ツ製本壹部當廳へ納付可有  
之事

明治三十五年七月十二日印

大成教管長正四位子爵永井直哉



明治三十五年七月一日著作

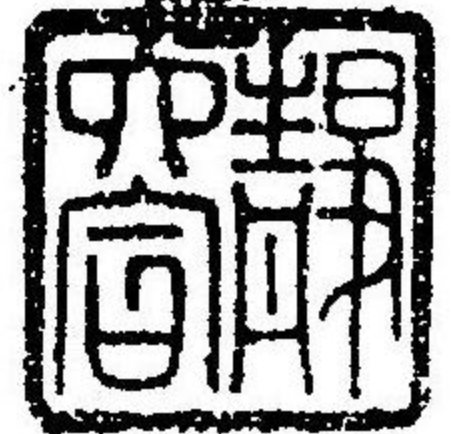
明治三十五年十一月六日內務省 著作權登錄願濟

明治三十五年十一月廿六日印刷 (定價金六拾錢)

明治三十五年十二月一日發行

東京市下谷區徒士町三丁目十番地

大元奇靈教會本院長靜谷有章



著作權及  
發行者

同市同區同町一丁目七番地

大元奇靈教會信徒大山活版所山田仙藏

印刷者及  
印刷所



